

(別紙)

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>電気めっき業界においては、亜鉛の一律排水基準適用に向けて、排水濃度調査や、事業場への巡回指導などの取組を行っているが、亜鉛の排水処理の困難さ等もあり、取組が十分に進んでいない状況がある。</p> <p>国においては、中小企業が導入可能な排水処理技術について、早期に調査研究・開発を促進し、その実用化・普及に努めることを要望する。また、大都市における中小企業の排水実態・操業の状況、適用可能な排水処理技術の動向等を十分に踏まえた上で、暫定排水基準を継続することが望ましい。</p>	<p>水質汚濁防止法では、一般排水基準による排水規制を基本としており、暫定排水基準が適用されている特定事業場においても速やかに一般排水基準の達成を図ることが必要です。</p> <p>他方、暫定排水基準の見直しに当たっては、各特定事業場における排出実態の把握を進めるとともに、排水濃度低減に向けた技術的な検討を進めており、今般の見直しに係る検討においても、暫定排水基準の対象となる各業種の特定事業場の排水の排出実態等を踏まえた上で、亜鉛含有量に係る暫定排水基準については、適用期限を延長することとしたものです。今後の暫定排水基準の見直しに当たっても、こうした実態把握等を行った上で、必要な検討を行ってまいります。</p> <p>なお、排水処理技術の調査研究・開発については、専門家から技術的な助言をいただきながら効果的な処理技術の開発を促進するため、関係省庁とも連携して引き続きフォローアップしてまいります。</p>